

## 行政上の不服申立て(2)

(百選「Ⅱ-144」～「Ⅱ-148」)

### 問題 001

固定資産評価審査委員会の口頭審理は、その方法及び内容自体が実質的に法の要請を満足するようなものでなければならず、かつ、決定自体もこのような審理手續に基づいてなされなければならない。

#### 001 解答：誤り

あくまでも簡易、迅速に納税者の権利救済を図ることを目的とする行政救済手續の一環をなすものであって、民事訴訟におけるような厳格な意味での口頭審理の方式は要請されていないとした。(Ⅱ-144)

### 問題 002

特定の宅地の固定資産評価が公平の原則に反するものであるかどうかは、当該宅地の評価が固定資産評価基準に従って適正に行われているかどうか、当該宅地の評価に当たり比準した標準宅地と基準宅地との間で評価に不均衡がないかどうかを審査し、その限度で判断されれば足りる。

#### 002 解答：妥当である。(Ⅱ-144)

### 問題 003

固定資産評価審査委員会が口頭審理外で行った調査の結果や収集した資料を判断の基礎として採用し、審査の申出棄却する場合でも、右調査の結果等を口頭審理に上程するなどの手続を経ることは要しない。

**003 解答**：妥当である。(Ⅱ－144)

### 問題 004

過少申告加算税と重加算税とは相互に無関係な別個独立の処分であり、重加算税の賦課は、過少申告加算税として賦課されるべき一定の税額に加重額に当たる一定の金額を加えた額の税を賦課する処分として、右過少申告加算税の賦課に相当する部分をその中に含んでいるものと解することはできない。

**004 解答**：誤り

過少申告加算税と重加算税とは相互に無関係な別個独立の処分ではなく、重加算税の賦課は、過少申告加算税として賦課されるべき一定の税額に加重額に当たる一定の金額を加えた額の税を賦課する処分として、右過少申告加算税の賦課に相当する部分をその中に含んでいるものであるとした。(Ⅱ－145)

## 問題 005

審査庁が、重加算税のうち過少申告加算税額を超える部分のみを取り消し、その余について審査請求を棄却することは、審査庁がその権限に属さない税の賦課決定権を行使したと言わざるをえない。

### 005 解答：誤り

審査庁がその権限に属さない税の賦課決定権を行使したことになるものではないとした。(Ⅱ－145)

## 問題 006

審査請求人において過少申告加算税の賦課要件の存否についての原処分庁の判断にも不服があるときは、審査請求手続において、国税通則法に定める「正当な理由」の有無の点を主張することができ、またそうすべきものであって、その主張がされていないために審査庁が審査裁決の中で特に右の点に関する判断を示さなかったとしても、裁決は違法ではない。

### 006 解答：妥当である。(Ⅱ－145)

## 問題 007

国家公務員法に基づく懲戒処分について、人事院の修正裁決があった場合、それにより懲戒権者の行った懲戒処分が一体として取り消されて消滅し、人事院において新たな内容の懲戒処分をしたものと解するのが相当である。

### 007 解答：誤り

そのように解するのは相当でないとした。(Ⅱ－146)

## 問題 008

国家公務員法に基づく懲戒処分について、人事院の修正裁決により、懲戒処分は、懲戒権者の懲戒権の発動に基づく懲戒処分としてなお存在するものであるから、被処分者は、処分事由の不存在等本件懲戒処分の違法を理由としてその取消しを求める訴えの利益を失わない。

### 008 解答：妥当である。(Ⅱ－146)

## 問題 009

法人税法が、審査請求に対する決定の書面に理由を付記すべきものとしているのは、訴願法や行政不服審査法による裁決の理由付記と同様に、決定機関の判断を慎重ならしめるとともに、審査決定が審査機関の恣意に流れることのないように、その公正を保障するためと解されるから、その理由としては、請求人の不服の事由に対応してその結論に到達した過程を明らかにしなければならない。

**009 解答**：妥当である。(Ⅱ－147)

## 問題 010

法人税法に基づく審査請求に対する審査決定について、審査決定の通知書に付記された理由が十分でなかったとしても、審査決定の当否を審査する訴訟においては、審査決定の結論が違法であるか否かを決すべきであって、付記された理由が不備であるということだけでその審査決定を取り消すことは許されない。

**010 解答**：誤り

下級審はそう判示したが、最高裁は、訴訟当事者が、審査請求に際しての主張事実、決定に際しての認定事実等に拘束されないという一事をもって、理由付記に不備のある決定を取り消すことが許されないということとはできないとした。(Ⅱ－147)

## 問題 011

青色申告承認取消処分が違法でないことが判決で確定している以上、当該処分に関する審査請求に対する決定に付記された理由が不備であることをもって当該審査決定を取り消すことは全く意味がない。

**011 解答**：妥当である。(Ⅱ－147)

## 問題 012

行政不服審査法57条1項は、同項所定の処分を書面である場合に、その処分の相手方に対して不服申立に関する教示をしなければならないとしているものであるから、特定の個人又は団体を名あて人とするものでない処分についてはその適用がない。

**012 解答**：妥当である。(Ⅱ－148)

## 問題 013

建築基準法 46 条 1 項に基づく壁面線の指定は、当該道路に接する土地所有者等の特定の個人又は団体を名あて人として行うものであるから、右指定については行政不服審査法 57 条 1 項の適用があり、当該指定に対する不服申立に関する教示をしなければならない。

### 013 解答：誤り

壁面線の指定は、特定の街区を対象として行ういわば対物的な処分であり、特定の個人又は団体を名あて人として行うものではないから、行政不服審査法 57 条 1 項の適用はないとした。(Ⅱ - 1 4 8)

## 問題 014

行政庁が行政不服審査法 57 条 1 項の規定による教示をしなかった場合の救済として、処分をした行政庁に不服申立書を提出すればそのときに正当な審査庁に不服申立がされたものとみなし、その限度で不服申立期間の徒過を救済することとしているものであって、同法が不服申立期間の進行を止めるという救済方法を採用したものと解すべきである。

### 014 解答：誤り

同法が不服申立期間の進行を止めるという救済方法を採用したものと解すべき根拠はないとした。(Ⅱ - 1 4 8)